

6月9日 総務教育常任委員会 会議録

- 日時・場所 令和4年6月9日（木） 午前8時58分～午後0時10分 第1委員会室
- 出席議員 町田貴子、奥田伸行、中山功一、尾嶋準一、油本朋也
斉尾智弘、長谷川昭二
- 欠席議員 阪本和俊
- 他の出席を
求めた議員 議長 津川俊仁
- 執行部職員等 磯江総務課長、中野企画財政課長、藤江町民課長
中原教育総務課長、前田生涯学習課長、友定出納室長
- 議会事務局 大庭局長、福嶋主幹

〈会議に付した案件及び経過と結果〉

1 開会 : (8:58)

○奥田副委員長

ただいまより総務教育常任委員会を開会いたしたいと思います。委員長、挨拶をお願いします。

2 委員長あいさつ

○町田委員長

皆さん、おはようございます。この場での、この人数の委員会は初めてでございます。見渡しますと女性の方がたくさんおられて、非常に頼もしいなと思っております。今日はよろしく願いいたします。

最初に所管事項について質問をいたしますが、いつもは条例とか分けていたんですけども、今回は全て担当の条例や予算や、それぞれ全てについて質疑をいたしますので、よろしく願いいたします。

3 所管事項について

(1) 総務課・企画財政課・町民課・出納室

○町田委員長

それでは、最初に所管事項です。総務課長さん、企画財政課長さん、町民課長さん、出納室長さんにおいでいただいております。そちらの関係の質疑を、皆さんで、ページ数と内容をお願いいたします。油本委員。

○油本委員

おはようございます。まず補正予算書の12ページ。1号はもう終わっておりますので、2号のほうでお願いします。12ページです。12ページの9目12節で、上から2つ目になります。委託費193万6,000円上がっております。説明では、これ、自治体DX関係で、副町長の補佐役を外部人材というふうに聞こえたんですが、ちょっとその辺の説明を伺いたいんですけど、いわゆるそれでいいんですね。

○町田委員長

磯江課長。

○磯江総務課長

そのとおりです。自治体DXを進めていくのに、町のトップ、CIOを副町長として、その下にCIO補佐官というようなイメージで置くと。その方に、繰り返しになりますけど、いろんな町で進めるDXについて意見をもらったり、職員の研修を行ってもらったりというようなことを考えているというところなんです。その方は、具体的に言いますと、サイバーエージェントというところを今のところ予定をしているということで、琴浦町もそこに委託をしてということで。琴浦はもう4月1日に委託をしているので、当初予算で予算化をして、報道に載っていたと。うちは同じような地域柄というところもあるので、そこにしようというところで今のところは考えているということです。

○町田委員長

油本委員。

○油本委員

あわせて、期間はどれぐらいの期間を予定されてて、何名予定されてるのか、もし今の時点でお分かりでしたら。

○磯江総務課長

期間は、DX推進は国が進めている、何年までにこれをしなさいというそれぞれ期限があるんで、取りあえずある程度長期間をお願いをしたいなどは思ってますけど、予算は単年ですので、今年は8月から3月いっぱいまでの9か月予算分を取りあえず契約を行おうと考えてまして、その後については予算化次第で延長していくというようなイメージです。

○町田委員長

油本委員。

○油本委員

合わせて何名。

○町田委員長

磯江課長。

○磯江総務課長

人を選定したのではなくて、サイバーエージェントという会社に委託をしたので、そこから、基本は月2回程度の、何ていいますかいね、ウェブ会議であったりって、そういうようなイメージで意見をもらうというようなことにしています。年に4人分だけ来町する旅費を別に組んで、この中に含んでいるということです。研修とかに4人来ていただくという計算です。

○町田委員長

油本委員。

○油本委員

あとは本会議で。

○町田委員長

いいですか。ほかに。斉尾委員。

○斉尾委員

私もそのところについて関連でお尋ねしたいんですけども、将来的なこの自治体DXのイメージですよね、どういうことをされるのか。デジタル化っていうことは当然そうなんでしょうけども、具体的にどういうふうになっていくのかちょっと分かりやすく。

○町田委員長

磯江課長。

○磯江総務課長

今のところ、国が進めなさいという6項目があって、その6項目は、例えば税ですとか、住民基本台帳のシステム、そういうのを標準化しなさい、これ、全国で標準しなさいとか、マイナンバーカードの普及を進めなさいとか、電子申請を進めなさいとかっていう6項目、重点項目という国が定めたものと、あとは地域で、地域DXを進めなさいということで、これは何にするかっていうのは決まってないですけど、農業のところではDXを進めたり、よくあるバスですとか、福祉の関係、よく報道とかで目にする、そういうのは地域の実情において定めていきなさいということですので、そのところについては、今のところは方向は決まってないということです。まちづくり計画みたいなものと同じで、北栄町がどういうところに取り組んでいくかというのは、また、このCIO補佐官とかとの意見を聞いたり、町がどういう方向に進めていきたいかを決めてから取り組んでいくことになるということです。

○町田委員長

齊尾委員。

○齊尾委員

さっき言われたけど、地域DXということ、また農業分野のことについても関わっていくということになりそうですか。

○町田委員長

磯江課長。

○磯江総務課長

関わるというのは、町がということですか。

○齊尾委員

北栄町として、そういうところにも関わっていくということです。

○磯江総務課長

町がそういうものについて推進していこうということになれば、そこにDX、デジタルとか、そういうのを持ち込んでやっていくということになります。今のところまだ何をするかが決まってないということです。

○齊尾委員

分かりました。結構です。

○町田委員長

油本委員。

○油本委員

次いで20ページをお願いします、同じ予算書で。8款消防費なんですけども、災害対策でコミュニティー助成事業に190万円上がってます。松神地区というふうに伺ってますけども。従来でしたら、宝くじの分かと思いますが、250万円程度上がったと思うんですが、今回えらい少ないんですけど、これはそんだけしかもう要らないよということでそういう予算執行されたのか、それとも何か方針が変わって減額されたのか、どちらか伺います。

○町田委員長

磯江課長。

○磯江総務課長

コミュニティーの助成金は、例えば自治会の公民館を建てたりという、そういう用途のところとか、祭りの何とか、おみこしを作ったりするみたいな、地域のところのコミュニティーと、ここは防災のほうのコミュニティーですんで、上限が200万円まで、10分の1の200万円までという枠の中で、この部分は採択になったというところ。防災。ですので、企画課が計上されている場合もあると思うんですけど、これまで。そちらは自

治会の何かもの、これは防災の設備という、目的がちょっと違うというところです。

○町田委員長

油本委員。

○油本委員

よく分かりました。ありがとうございました。

○町田委員長

斉尾委員。

○斉尾委員

6ページ、一般会計の補正予算（第2号）の6ページ、一番上の第2表、地方債補正のところで追加、ここに合併特例事業債で保健体育総務事業440万円ということでありませうけども、これちょっと聞き逃したのもう一度説明をお願いいたします。

○町田委員長

中野課長。

○中野企画財政課長

追加分の保健体育総務事業ですね。こちらは、海洋センターの駐車場の拡張工事の、今回、測量設計委託料を増額しているんですけども、それに伴う起債です。歳出のほうは22ページのほうに出ています。そちらの財源です。

○町田委員長

斉尾委員。

○斉尾委員

22ページのほうの、駐車場ですね、B&G海洋センター。そちらのほうは469万6,000円になってまして、金額が委託料のほう若干高いと。足りてない部分っていうのはどうということになるのかなということをお尋ねしたい。

○町田委員長

中野課長。

○中野企画財政課長

すみません、今、ちょっと細かい要求書の中身のほうを持ってきてませんので、どの部分が外れているのかって、また後で答えさせていただきます。

○町田委員長

斉尾委員。

○斉尾委員

あと、素人から考えると、要は拡張してアスファルトにする、コンクリにするだけですよね、それでこれだけの金額というのは、分かりませんが、適当なんでしょうか。

○町田委員長

中野課長。

○中野企画財政課長

先ほどの合併特例債の100%じゃなくって、残る金額があるってということですけど、充当率が95%です。全額当たっているわけではなくて、事業費の95%が起債の対象になりますので。それと、事業の中身ですけど、担当課のほうが生涯学習課になりますので、そちらのほうでお願いします。

○斉尾委員

結構です。

○町田委員長

よろしいですか。じゃあ、その、後でって言われたのは、この95%ということで回答になるんですかね。ではない。

○中野企画財政課長

ではなくって、その事業の中身のことですよね。起債のことは95%が当たってますってということでお答えをさせてもらったので、その事業の中身自体は生涯学習課のほうでお願いします。

○町田委員長

よろしいですか。

○斉尾委員

続けていいですか。その下に、緊急防災・減災事業債ということで、北条小学校管理事業、これについては非常階段がつけられるということなんですけども。

○町田委員長

6ページですね。

○斉尾委員

はい、6ページです。同じ内容で、20ページ、こちらのほうに支出があります。9款の2項1目、北条小学校管理費、非常階段を取り付けるということの理解でよろしいでしょうか。（「この工事の概要については、この後の」と呼ぶ者あり）ああ、そうか、こいつはそういうことか。そうか、違うんだね、ごめんなさい。了解です。

○町田委員長

よろしいですか。ほかにありませんか。

○斉尾委員

すみません、もう一つ。

○町田委員長

斉尾委員。

○斉尾委員

8ページに、補正予算書ですけど、14款国庫支出金というのがあります。2項の国庫補助金で、1目総務費国庫補助金でありますけども、そこに新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金っていうのが5,446万1,000円ということで上がってますけども、このきり、地方創生臨時交付金ということで国のほうからこういう金額が入るといことですけど、これが全額になるんでしょうか、それとももう少しあるのかな。

○町田委員長

中野課長。

○中野企画財政課長

こちらに上げているのは、今現在、既に事業として計画が具体的になっているもので、残りがまだあります。北栄町の枠の総額としては、前年度から今年度に繰り越している事業もありますし、今年度追加で交付になる枠も合わせて約1億8,000万円ありますので、その相差がまだ残りがりますので。ちょっと今計算します、すみません。

○斉尾委員

後からでもいいですよ。

○中野企画財政課長

残りが約5,000万円ほどまだ残ってますので、これから何をするかというのを具体的に決めて、またいずれ補正予算で計上させていただきたいと思っているものです。

○町田委員長

斉尾委員。

○斉尾委員

残りが5,000万円と言われましたけども、これについては今年度中に計画を立てて実施ということの理解でよろしいですか。

○町田委員長

中野課長。

○中野企画財政課長

国のほうにまず計画を出さないといけないんですけども、そちらのほうが7月が締切りだったと思います。ある程度枠で計画を上げておいて、その中で具体的に詰めていて、恐らくこれから経済支援だとか産業振興課の関係だとか、出てくると思うんですけども、その中で予算化していきたいと思ってます。今年度事業です。

○町田委員長

斉尾委員。

○斉尾委員

残るっていう可能性、例えば残ったら、繰越しとかってできる。残さないっていうことが前提なんでしょうけども、そういうことっていうのはお考えあるんですかね。

○町田委員長

中野課長。

○中野企画財政課長

それは国がこの交付金をいつまで続けるかによると思うんですけど。今年度で終わりでしたら、基本的には今年度の事業として3月末までに終わる必要があると思ってますので、あとは今回の燃料だとか、資材の高騰っていう部分も含まれてますので、その効果を上げるとしたら、早く実施する必要もあるなと思ってます。いつまでもというわけではないと思ってます。

○斉尾委員

分かりました。

○町田委員長

よろしいですか。ほかにございませんか。よろしいですか。今、補正予算関係とかが出ましたけれども、それ以外で、ここに載ってないけれども聞きたいことっていうのがあると思うんですけども、せっかく課長さん方に来ていただけてますので、この際、総務、教育関連で何でもいいですので。何でもいいですので、なければいいです。ありますか。ないようでしたら、これで終わります。ありがとうございました。お世話になりました。

(9:19) 【磯江総務課長、中野企画財政課長、藤江町民課長、友定出納室長退室】

(9:19~9:25) 【休憩】

(9:25) 【中原教育総務課長、前田生涯学習課長入室】

(2) 教育総務課・生涯学習課

○町田委員長

初めに言うべきだったんですけど、阪本委員さんはちょっと葬儀のため、急遽、今日、お休みになりましたので御了解ください。すみません。

それでは、中原教育総務課長さんと前田生涯学習課長さん、今日はありがとうございます。それでは、早速、先ほどのように関連の事項の質疑をお願いいたします。斉尾委員。

○斉尾委員

22ページの一般会計補正予算書(第2号)をお願いいたします。9款5項1目保健体育総務費、12節の委託料で、海洋センター駐車場工事測量設計委託料469万6,000円という金額で、委託料ということでございます。説明がありましたけども、プール等でそこに登

録されている方、また来られる方が増えているので、駐車場を広げるということでは特に異存はございません。ただ、この委託料ということで460万円という金額が、毎回、行政のこういう計画については設計委託料というような形がつくんですよ。ルールでそうなっているものならば仕方がないと思うんですが、この辺りどうなんですか、この辺そういうことになってるんですかね。

○町田委員長

前田課長。

○前田生涯学習課長

ルールといいますか、今回の469万6,000円につきましては、隣との境界のくいとかがもうないので、その復元ですとか、あそこの土地が結構高低差がすごいありますので、そちらの調査、それから平たくすることと、あと雨水をどういうふうに、隣のおうちとの境が結構がたっとなっていてところなので、雨水がちゃんとこっち側に、こっち側って言うてもいけませんね、どう言ったらいいのか、手でやってもあれなんですけど。B & G海洋センターがあって、駐車場があって、今、南側を買った形になるんですが、こちらのほうが高くなっております。そちらのほうからまた下りてくる形になってまして、雨が側溝側に来るようにしないといけないという形で、雨水の調査もするような予算と一緒に併せてしていただくような形で、この469万6,000円を計上しております。なので、普通にばあって平たい土地をアスファルトにするよっていうだけの予算ではなくて、境界を復旧させるプラス高低差の部分を平らにするプラス雨水調査もするというようなことでこの金額をはじき出しております。

○町田委員長

斉尾委員。

○斉尾委員

今の説明を聞いて、やっぱり民家の方とか隣にある場合は、苦情とかもやっぱり出てきますからね、そういう分では当然そうなんだろうなっていうことだと思います。

もう一つ重ねて説明していただきたかったですけども、こういう委託料っていうのは必ず出てきますよね、委託料ではない、工事設計。こういう一見簡単な工事と見えるようなものについても、設計の委託料ということがついてきます、大概。そういうものがない場合っていうのもあるんでしょうか。ないですか。ざっくりでいいです。

○町田委員長

前田課長。

○前田生涯学習課長

規模として小さければ、なしっていいいますか、見積りとかで、この金額でということであれば……。全部に設計委託しているわけではなく、大きな工事という形にはなりません。

○斉尾委員

そうですか、分かりました。続けていいですか。

○町田委員長

斉尾委員。

○斉尾委員

同じく予算書ですけども、ちょっと戻っていただいて20ページです。一番下の教育費です。9款1目の北条小学校管理費、ここで一番下の工事請負費ということで、ここは説明がありました。西校舎の非常階段の設置ですかね、この辺について説明をもう一度お願いいたします。

○町田委員長

中原課長。

○中原教育総務課長

9款2項1目北条小学校管理費で、工事請負費ということで、今回1,159万4,000円を計上しております。内容につきましては、北条小学校の西校舎、2階建ての建物でございますけれども、建物の中にはもちろん階段が1か所ございます。今回、建ってからもう10年以上たっているわけですがけれども、気象災害がある場合ですとか、火災も含めて、あるいは不審者があった場合、階段1か所であれば、そこが塞がれてしまえば逃げ場がないということで、もう1か所階段が設置できないかというお話がありました。今回、校舎の外側になります。体育館との間、ちょっと四、五メートルぐらいでしょうか、間があるんですけども、そこに、外側に屋外の非常用階段を設置しまして、先ほど申しました災害時ですとか、緊急事態のときに避難できるような階段を設置するというような内容でございます。

○町田委員長

齊尾委員。

○齊尾委員

そうしますと、これは学校側サイドからの要望ということの判断でよろしいですね。

○町田委員長

中原課長。

○中原教育総務課長

そのとおりでございます。

○町田委員長

齊尾委員。

○齊尾委員

そこで、ちょっと心配なのは、ここでは北条小学校だけなんですけども、他の学校ではそういう部分については問題はないのかなっていうことをふと思うわけですよ。この点いかがですかね。

○町田委員長

中原課長。

○中原教育総務課長

建物、基本的には2か所階段がございます。校舎であっても通常2か所階段があります。なぜ北条小学校が1か所しかないのかという、建物の長さというんでしょうかね、規模のこともあったかと思えます。当然、消防法に基づいて、そういった階段っていうのは数が決められているんですけども、今回、北条小学校がなかったということが判明したもので、今回つけておりますけども、基本的には他校については大丈夫というような認識でおります。

○町田委員長

齊尾委員。

○齊尾委員

今、消防法という、そういうものが出てきましたけども、北条小学校については消防法に基づいて建ってる建物だったということで、非常階段がなかったことについては特には問題はなかったということで理解しとっていいですか。

○町田委員長

中原課長。

○中原教育総務課長

おっしゃるとおりです。当然、設計段階で設計士が関わっておりますので、建築基準

法ですとか、そういう消防法に基づいて設計がされておりますので、現在の1か所であっても法的には問題はない状態であったんですけども、今回、2か所目をという希望、思いの中でつけているものでございます。

○斉尾委員

分かりました。

○町田委員長

よろしいですか。

○斉尾委員

続けていいですか。

○町田委員長

斉尾委員。

○斉尾委員

では、22ページに予算書ですね。1番上に7目歴史民俗資料館費ということで調査展示協力等謝礼ということで、株式会社タクマっていうふうな会社だそうです。これに、こういう会社についての説明、資料みたいなもの資料請求してもいいですか。

○町田委員長

前田課長。

○前田生涯学習課長

また資料請求していただければ、必要なものについては出させていただきます。東園出身の方で、今、株式会社タクマの創業者である方が田熊常吉さんという方がいらっしゃるって、その方が日本で最初の国産の水管式ボイラーを発明されたということで、その方の企画展を考えておまして、9月に。そのために株式会社タクマさんのほうも全面的に協力しますよということだったので、というような形になっておりますので、もし資料が必要であれば、御請求いただきましたら、出させていただきます。

○大庭局長

ちょっといいですか。すみません、先ほどの資料請求ですけど、普通にオープンになっているもので出せるものがあれば、特に資料請求ということでもなくチラシなりあれば頂けたらそれでいいと思います。オープンになってなければあれですけど。

○町田委員長

前田課長。

○前田生涯学習課長

今、後で、すぐにでも下に下りれば、ある程度分かるものがあると思いますので、お渡しできると思います。

○町田委員長

それではよろしく願います。斉尾委員。

○斉尾委員

その資料があれば分かると思うんですけど、説明で、兵庫県、岡山県って言われました。

○前田生涯学習課長

兵庫県です。

○斉尾委員

兵庫県、分かりました。結構です。

○町田委員長

長谷川委員。

○長谷川委員

私も関連で、この補正2号の20ページですかね、北条小学校の非常階段なんですけれども、先ほどの答弁の中で、ほかの施設では2か所あるところもあって大丈夫だというようなお話であったと思うんですけれども。なぜ北条小学校と他の学校との施設の基準について、非常階段についてそういうダブルスタンダードみたいなことになってしまったのかっていう点はお聞かせいただけたらと思うんですけど。

○町田委員長

中原課長。

○中原教育総務課長

学校建築した際は、当然、消防法ですとか建築基準法に基づいて最低限以上の構造を設計しております。西校舎でいいますと、やはり校舎の長さが短いところがあります。そういった関係で、階段は1つでもいいというのが法律上の基準だったかと思えます。当時からやっぱり2か所必要でないかというような考えがあれば、当時も設計して設置はされていたかと思うんですけども、当時、こういった気象災害だとか、防犯のところはあったかもしれませんが、そこに考えが至っていなかったというのが正直だと思っております。これまでそういった事故だとか、事件も起きてなかったのが幸いではあったんですけども、やはりそういった問題提起、要望がある中で、必要性があるところを今回判断をさせていただきましたので、最低の基準よりも2か所あることのほうを優先させてもらって設置したということでありまして、ほかの学校は安全で北条小学校の安全をおろそかにしたというつもりはないんですけれども、今回、そうしたところでさせていただいたものでございます。

○町田委員長

長谷川委員。

○長谷川委員

ということは、北条小学校以外の他の施設で2か所あるっていうのは法律に基づいてそうなるということなんですね。特別な上乘せの考え方、安全基準を考えてっていうことではなくて、当時の法律で2か所になると、そういうことの意味でいいですか。

○町田委員長

中原課長。

○中原教育総務課長

そのとおりでございます。

○町田委員長

長谷川委員。

○長谷川委員

別件なんですけれども、全協のときの資料なんですけれども、8ページに新型コロナウイルス臨時交付金事業、2号補正の分なんですけども。ここで、学校給食費の負担軽減事業というので1食3円で計算してっていうこと、2,350万2,000円ってことなんですけれども。これ、仮に今3円で計算しても、今の情勢からいうと、4円なり5円なり、増えていく可能性もありますよね。そういった場合はどういう対応されるのかっていうのをお聞きしたいんですけど。

○町田委員長

中原課長。

○中原教育総務課長

ちょっと私聞き間違いかもしれませんが、今、長谷川委員、金額が2,350万円のところをおっしゃいましたでしょうか。

○長谷川委員

ナンバー1の分ですね、負担軽減の補正額が2,350万2,000円になってますよね。

○町田委員長

中原課長。

○中原教育総務課長

今回、給食費に関しては3つ事業を立てております。長谷川委員のおっしゃる給食費の値上がりの高騰につきましては、2番の学校給食用食材高騰対策事業ということで77万1,000円を計上しております。これについては提案説明の際にも申しましたけれども、食材、物価高騰により3円相当上がっているものに対して、これを計上させていただいているものでございます。今回、77万1,000円につきましては、今年度分ということで計上させていただいております。委員、御心配されますように3円で収まるかどうかというところについては、計りかねております。今も物価は高騰していると思っておりますので、ただ、給食費自体は全体額で8,000万円相当予算を持っております。何とかこの中でやりくりできるのではないかという考え方もありますが、安全のためといいますか、万が一保護者の方に負担を与えてはいけないということで今回77万1,000円を上げさせていただいておりますので、もし今後、物価がさらに高騰しまして、これでは足りない、心配ということがありましたら、またその時点で検討して、提案なり、相談をさせていただければと思っておりますし、来年度についてはまだ未定というようなところでございます。ちなみに1番の学校給食費等負担軽減事業につきましては、給食費の3か月分を免除しようという内容で2,350万2,000円を計上しておるところでございます。以上でございます。

○町田委員長

長谷川委員。

○長谷川委員

すみません、1食3円は私の間違いです。それともう一つ、3の地元産材活用支援事業、サプライズ給食ということで、和牛だとか、スイカ、ブドウ特産品を給食に出すということなんですけれども、これは過去もやられていて、これは当初予算でも組まれていたんですよね。

○町田委員長

中原課長。

○中原教育総務課長

当初もたしかあったかと思えます。

○町田委員長

長谷川委員。

○長谷川委員

今回、増額補正になったというのはどういう理由からなんですか。物価高騰のあおりなのか、別の理由なのか、そのところはどのようでしょう。

○町田委員長

中原課長。

○中原教育総務課長

国のほうから、臨時交付金の追加があったということでさらに協力に進めようというところでありましたので、上乘せになるかもしれませんが、させていただいたというのが正直なところでございます。

○町田委員長

長谷川委員。

○長谷川委員

そうすると、給食のサプライズというよりも、地元の農産物なりの支援ということのほうが大きいということの理解でよろしいですか。

○町田委員長

中原課長。

○中原教育総務課長

この地元産材活用支援事業につきましては、生産者さんの売上げに直接貢献するかどうかといたら、金額的にはちょっと微妙かと思っております。ただ、大きな目的としては、このサプライズ給食を提供することによって、例えばマスコミ、新聞等で報道していただいたりだとか、あと子どもたちの喜びもですし、あと、それを家庭に帰って話していただく、そういう間接的なPR効果っていうのがあるんだろうな。これ、学校で特別メニューが、例えば牛肉が出たっていう話をして、これはコロナの関係らしいよなんていう話が保護者の方に伝わることによって、例えば生産者の大変さであったりとか、役場のほうでもそういった給食で支援してるんだよなというようなPR効果を狙っての事業であります。委員おっしゃるように、生産者の方にも一部は貢献できてるかなと思っておりますけども、大きくは今申し上げたようなところが目的でございます。

○長谷川委員

分かりました。以上です。

○町田委員長

油本委員。

○油本委員

すみません、議案書、お願いします。一番裏のページ、工事請負契約について伺います。ここで9,800万円上げてらっしゃいます。説明では、屋根の工事とともにグラウンドラバートラックも一緒に工事する予算であるというふうに伺いました。確認ですが、グラウンドラバートラックというのは、一番最初の予算説明会であったその分だと思っておりますか。

○町田委員長

中原課長。

○中原教育総務課長

そのとおりでございます。

○町田委員長

油本委員。

○油本委員

あわせまして、これ9,800万円上がっております。金額の内訳なんですけど、細かいこと言うようですが、屋根、それとグラウンドラバートラック、それぞれ幾らですか。

○町田委員長

中原課長。

○中原教育総務課長

体育館工事とグラウンドの内訳でございますが、工事、消費税等とか、直接工事に係らない経費といったものがございまして、9,800万円のうち、直接工事、工事に関わる部分ということで、7,230万円金額が上がっております。それ以外が消費税とか、そういった経費に係るところですけれども、その7,200万円の内訳としまして、グラウンドに係るものが1,980万円、残りが体育館の関係となります。私、ちょっと説明を省略させていただいた部分もあるんですけども、建物につきましては体育館の屋根プラス武道館の中の設備関係も一部改修するようにはしておりますので、武道館も含めまして体育館、

建物の金額についてが、差し引いたところ、グラウンドの部分についてが1,980万円というところでございます。

○町田委員長

油本委員。

○油本委員

今、契約のこの事業体見ましたら、共栄組さんと晃進建設さんが受けておられます。私の認識では、いわゆる屋根の工事等はもちろんできると思うんですが、このラバートラックも、この2つが受けてやられるんですか。それとも、無理であるから別のところにまた委託されるとか、そういった流れももちろん含んでのことでしょうか。それを伺います。

○町田委員長

中原課長。

○中原教育総務課長

そこはちょっと実際下請に出されるかどうかというところはまだ確認は取れておりません。もし、直接できないのであれば、そういった方法を取られるかと思えますし、その場合は当然、報告を上げていただく形になります。

○町田委員長

油本委員。

○油本委員

ラバートラックのほうですけども、初め、いつぐらいまでにできるんですかというふうに伺ったときに、運動会シーズンとかもあるんで、なるべく早くというふうに、もちろん天気の変動もあるんで、いろいろ制約を受けながらということも伺っております。工事契約されましたら、大体いつ頃をめでにこの2つの工事、完成されるおつもりなのか伺います。

○町田委員長

中原課長。

○中原教育総務課長

まだ業者のほうからは仮契約段階ということで、設計に係る工程表というのが出てきておりません。契約上は11月30日までという形で契約を行っておりますので、その中でというようなところでしか今ちょっと申し上げることができません。

○町田委員長

油本委員、いいですか。

ほかにございませんか。

議長。

○津川議長

補正予算の22ページ、お願いします。学校給食費の10節需用費1,876万1,000円のマイナスが賄い材料費とありますけど、なぜマイナスの1,800万円ということになってるんですか。

○町田委員長

中原課長。

○中原教育総務課長

賄い材料費の1,800万円の根拠ですけれども、そこに上げておりますのは、学校給食センターで扱う賄い材料費でございます。給食センター以外では各こども園で賄い材料費も減額計上しているところですけども、学校給食費につきましては、小・中学校と北条こども園の4、5歳児の分を給食センターで調理を行っておりますので、この分につ

いての給食費3か月分相当の金額を減額させていただきました。

ごめんなさい、もう一度説明させていただきます。今回、このコロナの臨時交付金で予算を計上するに当たりまして、支出でいいますと賄い材料費、収入でいいますと給食費とかを当初予算で組んでいたんですけども、コロナの交付金事業活用するということで、その分を交付金事業のほうに抜き出したということを行っております。コロナの交付金事業で見ますと収入はコロナの交付金事業、それに対応する賄い材料費を3か月分あるということになります。当初予算で組んでおりました、今の9款でいいますとこの給食センターの賄い材料費で落として、さらに給食費のほうにも減額をしているという整理を行っております。今、1,800万円につきましては、申しましたとおり北条小学校、中学校の3か月分の給食費相当の額を落としたというところでございます。

○町田委員長

津川議長。

○津川議長

全協の資料の8ページの、先ほどの学校給食費等負担軽減事業の1番の分ですね、2,350万2,000円が給食費の助成ですよ、補助ですよということで、それに対する賄い費の部分が、先ほどの1,876万1,000円というのは分かりました。なおかつ、今度新型コロナウイルス臨時交付金の事業の食材高騰対策事業費で77万1,000円をプラスしておる。そうか、財源の組替えだからこういう作業をしなければいけないっていうことでいいですかね。

○町田委員長

中原課長。

○中原教育総務課長

給食免除を、3か月分のものについては、津川議長さんのおっしゃるとおりでございます。

○町田委員長

中原課長。

○中原教育総務課長

今、給食センターのところで1,822万1,000円のことでお答えしましたけれども、それとは別に3款のほうで認定こども園管理運営費のところで賄い材料費を減額しているというところもございますので、そういった分の合計が、コロナの交付金事業としての2,350万2,000円になるというところでございます。さらに申し上げますと、町外の方もございます。町外の小・中学校に通っていらっしゃる子どもさんですとか、町外のこども園に通っていらっしゃる子どもさんもおられますので、そういった方についても保護者の方に直接であったり、それぞれの施設のほうに同様の金額で免除をするように考えております。

○町田委員長

津川議長。

○津川議長

あと、もう1点、全協の資料の学校給食費等の軽減事業の2,300万円のうちの、学校給食費ってというのは、今、毎月集金、口座落としなんですとか、それとも前は1年間に全期前納ということで使われとった方があると思うんですけど、そういうことはあるのかなのか、もしあるのであれば返金をされるのか、どのようなこと、状況になってるんでしょうか。

○町田委員長

中原課長。

○中原教育総務課長

学校給食の給食費の集金の方法でございますけれども、毎月の方につきましては、年間11回集金をさせていただいております。5月から始まりまして3月末までです。年間分の給食費をまず想定しまして、それを11回で割る。5月から2月については定額の金額で、3月に給食の欠食とかもありますんで、そこで調整の月ということで、3月分は金額が変わりますけれども、5月から2月の定額と3月の調整ということで、年11回集金をさせていただく方法と、あと年間払いということで、5月のときだったと思いますけど、年間分を払われる方もあります。当然、先払いされている方については、その3か月分についてはまた返金という手続を取りたいと考えております。

○町田委員長

津川議長。

○津川議長

毎月払いの方については11回でしたっけ、均等払いの分の3か月というのは3回分を集金しないということいいんですか。

○町田委員長

中原課長。

○中原教育総務課長

おっしゃるとおりです。食べた月と集金する月数がきちんとリンクしていない。年間分を11回で割るとい形になりますので、きちんと食べた月と集金の金額が合わない形が現状ですけれども、正しく言えば、集金月の3か月分を免除させていただくというところでございます。

○津川議長

分かりました。

○町田委員長

ほかにございませんか。よろしいですか。それではこれで所管事項の審議を終わります。ありがとうございました。休憩に入ります。

(9:48) 【中原教育総務課長、前田生涯学習課長退室】

(9:48~10:10) 【休憩】

4 審査事項

(1) [請願第1号] 地方財政の充実・強化を求める請願

○町田委員長

それでは、続きまして、今度、結構長丁場になると思いますけれども、最初の請願から入りたいと思いますけれども、長い文章がたくさん来てるんですけども、この文章とかは皆さんそれぞれ読んでいただいていると思いますので、この全部は読みませんが、請願とか何件もありますので、慎重審議していただいて、意見はたくさんいただきますけれども、よろしくお願ひします。

それでは、最初に、請願第1号、地方財政の充実・強化を求める請願についてです。これにつきまして、請願の趣旨も書いてありますが、要は十分な地方一般財源総額の確保を図ること、と、いろいろ理由は書いてあるんですけども、そのことについて、皆さんの御意見を伺いたいと思います。油本委員。

○油本委員

私は採択でいいと思います。理由は、令和になってからの資料しかファイルしておりませんが、毎年ずっと同じ内容で上がっておりますし、当然必要なことかとは思

ます。紹介議員さんもおられます。ということで、私は採択でよろしいと思います。以上です。

○町田委員長

これはもう、昨年、一昨年、二、三年前から毎年出てますよね。

○大庭局長

毎年、はい、出てます。

○町田委員長

毎年出ています。

○大庭局長

内容は少し違うと思います。

○町田委員長

少し内容は違う。斉尾委員。

○斉尾委員

私は、一部修正していただいて、採択できればなと思っております。その修正部分についての意見を申し上げます。4番目の、引き続き新型コロナウイルス云々とあります。そのこのところからずっと行って、4行目、「また、」このこのところ。「また、コロナ禍対策として行った固定資産税の軽減措置については2022年度をもって終了するとともに、」というふうに、ここをぜひ削除をした状態で、削除して賛成したいと。御存じのように、今、コロナ禍の中で減収した者に対して固定資産税の軽減というものが今実施されております。これについては、今、2022年度ってなってます。今後、延長するってことはまだ出てなかったと思いますけども、どうなるか分かりません。この文章を読むと、終了するとともにっていうふうなところで、終了するということとを断定、前提条件ということで述べておられるというところがどうも気になりますので、このこのところはぜひ削除していただいて、後の部分は十分理解できますので、国の施策の一環として、その後、各種税制等の廃止や変更ということは当然必要なことであるというふうに思っております。ですので、ぜひこのこのところを削除していただいた文面で賛成したいと。もし御理解いただけるのであれば、していただきたいと、そういうふうに思います。

○町田委員長

局長。

○大庭局長

まだ意見書とかの話ではなくって、この請願を採択するのかもしれないのかってことなので、今言われるのは、このこの部分がなかったら採択するけれどもということでしょうか。

○町田委員長

斉尾委員。

○斉尾委員

基本的には不採択ということを考えておりません。採択したいと、採択でいいというふうに思っております。

○町田委員長

すみません、例えば、そのこの部分が残ってもですか。

○斉尾委員

皆さんの総意であれば、それでも目をつぶります。このこのところを残してでも、ぜひ。

○町田委員長

できれば削除したいということですね。基本的には採択。

○町田委員長

ほかに御意見ありませんか。これって、コロナのことが書いてあるの、今回が初めて

ですかね。もっと前から、一昨年も、一昨年こういう感じ、これは書いてあったのかな。私もよく分からないですけど。大庭局長。

○大庭局長

昨年度については、コロナ禍において固定資産税の軽減措置が行われたことはやむを得ないものというように書いてありました。そのほか、昨年、全国の議長会のほうから意見書を出してほしいということがあって、地方財政の充実を求める意見書を議会として出したんですけど、その中にも、この固定資産税の軽減については、終了することというのたしか要求があって、その基になるのは本来補助金すべきことであって、固定資産税の軽減をコロナ対策としてやるべきではない、国庫補助としてやってほしいというような意味合いがあったように覚えています。

あと、今日の資料に、8ページから追加で、参考資料が送ってきてあったのでちょっとつけさせてもらってますので、それもちょうと見ていただきながら進めていただけたらと思います。

○町田委員長

それでは、ほかの意見。

○長谷川委員

ちょっと読ませてもらえますか、初めて見る資料なんで。今日出た資料。

○町田委員長

今日の資料、はい。長谷川委員。

○長谷川委員

今日頂いた資料、11ページに、斉尾さんが言われる固定資産税の軽減についての解説がありまして、今読みました。ここに書かれてるのはやっぱり、固定資産税は市町村にとっては基幹税ということで、確実に歳入として見込めるもので、いろいろ事業やる上でも、そこが国の施策によって変われば、地方のそういう財政計画にも、運営にも影響を及ぼすというようなことがありますので、やっぱりコロナに対する対策をやめろということではないので、先ほど局長言われたように、ほかの補助事業なんかでやってますので、これはこれでいいのではないかなというふうに思いますので、私は、この1から10までの請願事項が上げられておりますけども、どれを取ってもやっぱり必要ではないかなというふうに思いますので、採択に賛成をいたしたいと思います。

○町田委員長

修正をしなくてもいいという感じですね。分かりました。

○長谷川委員

すみません、もう一つ。

○町田委員長

長谷川委員。

○長谷川委員

それと、固定資産税の軽減措置っていうのは延長がされてるようでした、2024年3月31日まで2年間の延長がされてる、住宅などの部分で、優良住宅といいますかね、耐火構造の住宅とかいうのは5年とかいうふうになってますので、既に延長はされてるということですから、これはこれでいいのではないかなというふうに思いますけど。

○町田委員長

ほかに御意見ございませんか。意見がほかに特にならないようでしたら、決を採らせていただいでよろしいでしょうか。それでは、この件、地方財政の充実・強化を求める請願については、採択の方、挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○町田委員長

ありがとうございました。全員一致で採択となりました。委員会意見はどのようにいたしましょうか。油本委員。

○油本委員

委員会意見、地方財政の安定と予算の確保を図るため。

○町田委員長

地方財政の安定と予算の……。書いてあるとおりでよろしいですか。皆さん、ほかに意見はありませんか。（「いいです」と呼ぶ者あり）それでは、委員会意見は終わりました。

措置は、意見書の提出、ありですね。提出ありで、意見書……。意見書は提出、諮りますか。（「諮らない」と呼ぶ者あり）油本委員。

○油本委員

4ページにございますように、モデル案がございます。このところに、西暦を和暦に直していただいて、ですます調からである調に変えていただきたいと思います。なお、上から8行目の一番頭にあります骨太方針2021、これは西暦のままの表記が適切かと思えます。以上です。

○町田委員長

ですますを変えると。

○油本委員

もう一度言いますね。

○町田委員長

はい。

○油本委員

従来、ここ数年の分の意見書を拝見しておりますが、全てですます調よりもである調を用いておられるほうが頻度として多うございます。過去数年におきましても、この案件に対する意見書は全てである調を用いておられます。なお、年号の表記に関しましても、こういったものに関しては和暦を用いておられますので、私はそれが適切かと思つて申し上げました。以上です。

○町田委員長

事務局いかがですか。局長。

○大庭局長

まず、意見書は、意見書提出はありということで進めるということでよろしいですね。

○町田委員長

はい。

○大庭局長

意見書ですけれども、今日の日程のところにつけてます6ページに、西暦を和暦に変えたものをつけております。骨太方針のところは西暦のまま残しております。ただ、である調に直すというのはまだしておりませんでしたので、これはである調に直していきたいと思えます。あとまた、この6ページ、7ページで、意見書の内容のほうについては確認をお願いいたします。

○町田委員長

それでは、6ページの意見書の内容、6、7ページを御覧ください。斉尾委員。

○斉尾委員

先ほど申し上げました6ページの4番のところの4行目ですね。「また、コロナ禍対策として行った固定資産税の軽減措置については令和3年度をもって終了するとともに」

というところを削除して、意見書を提出していただきたいと存じます。これをぜひ皆さんで議論していただきたいと思います。

○町田委員長

これについて、皆さんでちょっと。油本委員。

○油本委員

この文章につきましては、先ほど長谷川委員及び事務局から回答がありましたように、私は特に残すことに抵抗は思いません。あってもよろしいと私は思います。以上です。

○町田委員長

ほかに、これについて御意見伺います。

○長谷川委員

ちょっといいですか。

○町田委員長

長谷川委員。

○長谷川委員

この意見書案の4番の、令和3年度をもって終了するってなってますけども、原案のほうは2022年なんで、これは令和4年度ではないでしょうか。

○町田委員長

あ、そうか。令和4年度でよろしいですね。じゃあ、すみませんが、4年度に、皆さん、訂正お願いいたします。そして、コロナ禍のこの文章を削除するという意見と、いや、このままでいいという意見とあります。ほかに御意見はありませんか。（なし）それでは、これも、文章の削除をしたほうがいいのかというのと、このままでよいということで賛成の方と、決を取りたいと思いますので。それでは、この文章を削除したほうがいいのかと思われる方は、挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○町田委員長

よろしいです。じゃあ、このままの文章でいいという方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○町田委員長

ありがとうございます。それでは、このままでいいという意見のほうが多数ありましたので、このままの文章で出させていただきます。提出方法は、ほかに……。 （「ほかに内容は」と呼ぶ者あり）ほかの場所ですか。10番までありますので、ほかの箇所で、ちょっとここはっていうところがありましたら、訂正なり削除なり、御意見を伺います。4番に関してはそのままと。大庭局長。

○大庭局長

ちなみに昨年の分ですけれども、意見書6ページの3番目のところでは、3番目の「地方交付税の法定率を引き上げるなどし」から始まって、「偏在性の小さい」というところを、いつもここ、削除をしてきておられました。それから、次のページの9番の森林環境譲与税のところでは、そこは昨年は、より林業需要の高い自治体へっていうところを、「高い」を取って、「考慮した」というふうにして訂正しておられます。今回、「高い」というのではなくて「見込める」という表現になっているので、そこはどうかかなとは思いますが、昨年はその2か所を直しております。

○町田委員長

「高い」が「見込める」と書いてあるのは、あっ、「見込める」ともう書いてあるんだ、今回の。「見込める」と書いてある。去年は高いとなっていたということですね、9番。

○大庭局長

9番は、昨年は、林業需要の高いところへ配分しなさいというような書き方だったので、そこを、「高い」を「考慮した」地方自治体へというふうに直した。今年は、林業需要を「見込める」地方自治体へというふうに書いてあるので、そこはというふうにされるかは、皆さんで判断。

○町田委員長

それでは、今出ました9番について、ほかに意見はありませんか。去年はより林業需要の高いとなったのを、今年は見込めるというふうになっています。油本委員。

○油本委員

過去のデータと照らし合わせて今これを拝見したわけではなく、今唐突に伺ったわけではございますという形ではございますけども、ただ、それによってこの文章全体を云々するというレベルの話かなと私は思います。ですから、この林業需要を高いというのと、見込めるということと比較して、一体具体的にどういう違いがあるのか、それを考えるまでのことはあるのかどうか。それを考えて、私は、この9番は原文のままよりいいかと私は思います。以上です。

○町田委員長

ほかに御意見。長谷川委員。

○長谷川委員

私も同じような意味合いで言葉が替わってるだけかもしれませんが、ただ、林業需要が高いということ、去年の場合だと、やっぱり高いっていうことをもう決定づけたような言葉になるので、その辺を少し濁したのかなって感じぐらいなので、このままでいいのではないかなというふうに思います。

○町田委員長

この見込めるという表現で、高いというより少し、何か、見込めるというのはいちよつと高いというよりは少し緩いっていうか、言い方が違うんですけども、この見込めるというものの文章でいい。

また、これに賛成の方と反対の方と挙手をいただきたいと思います。

それでは、この9番の見込めるのままでいいのではないかと、見込めるでいい、このままの文章でいいと言われる、思われる方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○町田委員長

全員、このままでいいということになりましたので、このようにしたいと思います。9番は、このままの文章で。あと、ほかにありませんか。3番のことはまたこの後、皆さんに諮りますけど。

○大庭局長

去年はそういうふうには直しましたっていうことの説明なんで、それでよければもうそれでいいんです。

○町田委員長

ほかはいいですかね。9番は現状、このまま。4番は終わり。先ほど出ました3番目の、偏在性の小さいっていうのは削除してあったんですかね、去年は。今年またこの言葉が出てきたのではなくて。この文章のままでいいのではないかと御意見もあります。

では、一応やっぱりお聞きしたいと思います。では、3番に関して、このままの文章でいいと……。

○斉尾委員

ちょっと待ってください。そういう意見は出ましたけども、委員さんからこれについ

- ての異議みたいなことは出てないんで、別に異議がなかったらそのままでいいですよ。
- 町田委員長
ああ、そうなんですか。分かりました。じゃあ、異議がないので、これをこのまま、今この文章のままでいきたいと思います。ほかにはありませんか。
- 奥田副委員長
意見だけでもいいですか。
- 町田委員長
はい、奥田委員。
- 奥田副委員長
文章は、国の施策がそうなら、変えなくてもいいんですけど、僕、個人的な、委員としての意見としては、4番目の1行目の後半ですけど、ワクチン接種体制の確保っていうのは本当は僕は要らないと思ってる。でも、国の施策がワクチンの接種を進めているということなので、従うことはしますが、一委員としては、これは、僕は要らない文章だと。もう既に要らない現状に来てるんだなと思ってるので、意見だけちょっと言わせていただきたいと。
- 町田委員長
分かりました。これは先ほど、4行目の件についてはこのままの文章でということでしたけれども、この最初の行のワクチン接種体制の確保っていうのは、奥田委員としては要らない、個人的な意見で要らないということですね。これに対して。斉尾委員。
- 斉尾委員
私のちょっと見解は間違ってるかもしれませんが、委員会でしゃべる発言っていうのは、この文章を訂正してくれっていうときの、今、奥田委員が言われた、個人的っていうことは、公なんですよ、やっぱりこうやってしゃべるということは。ですから、個人的っていう発言についてはちょっといかなものかなっていう気はしております。
- 町田委員長
それでは、訂正しますか、一委員と。奥田委員。
- 奥田副委員長
個人的というのは訂正しますが、私は必要ないと、この文章は、思ってます。
- 町田委員長
これはどうするかな。意見が出て……。そのままでいいという人が4人おられて、意見として流してもいいですか、そのまま。
- 大庭局長
先ほど、ここの4番はこれでいいっていうのが出ています。
- 町田委員長
そうですね。さっき多数の方がこのままでいいという結論が出ていますので、このままで一応文章としては残します。ほかにはありませんか。（「ありません」と呼ぶ者あり）ありません。それでは、送付先ですね。送付先はどのようにいたしましょうか。提出先。
- 福嶋主幹
ちょっとすみません。
- 町田委員長
はい。
- 福嶋主幹
提出先で、今7か所書いているんですけど、すみません、一つ厚生労働大臣というのが抜けていましたので……。

○町田委員長

今日の資料の、7ページ。

○福嶋主幹

お願いいただいているモデル案は厚生労働大臣も入っていましたので、8か所が請願のほうでは希望されているところになります、すみません。

○町田委員長

厚生労働大臣を追加しますね。皆さん、すみません、厚生労働大臣を追加、お願いします。7ページの提出先、厚生労働大臣を含めた提出先、これでよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）異議なしです。では、このようにいたします。次に行きます。

(10:50) 【津川議長退室】

(2) [陳情第2号] 陳情の電子的提出についての陳情

○町田委員長

それでは、陳情第2号、陳情の電子的提出についての陳情ですが、ここで御意見をお願いいたします。油本委員。

○油本委員

すみません、その件ですけど、今日頂いた冊子にそれって入ってますか。今日頂いた、テーブルの上に置いてあった冊子にそれが無いんです。私はないんですけど、あるんですか。だからもうなくなったのかと思ったんですけど、皆さん、ありますか。（「ないです」と呼ぶ者あり）

○大庭局長

陳情は陳情文書表で……。

○油本委員

じゃあ、これは関係ないですね、別に。

○斉尾委員

関係資料としてはないでしょ。

○大庭局長

ないです。

○油本委員

ですから、日程表の中にはないけども、陳情表（陳情文書表）の中にあるから……。はい、了解です。

○町田委員長

それでは、陳情第2号について御意見をお願いします。油本委員。

○油本委員

まず、この陳情第2号の件でございます。私は不採択としたいと思えます。その理由ですけども、まず件名です。件名がいわゆる陳情の電子的提出についての陳情というふうになっております。いわゆる、これ、議会に対して、そういうものを提出してくれという陳情のように受け取られます。でありますゆえ、例えば意見書の提出についての陳情であるとか、そういう形は今までよく見たんですけども、例えばこのタイトルが、電子的書類の受付であるとか、フルネームでいえばですよ、電子的に提出された陳情書等を受け取る体制の整備の準備についての陳情とか、そういうのであれば、議会が、どう言いますか、委員会が審議する内容にふさわしいかと思えますが、この陳情名の件名に関しましては、ちょっとそれにふさわしいかどうかちょっと疑問を残しますので、私は、今回はこれは不採択とさせていただきます。というか、これは受付してしまったんです

けども、しょうがないですけども、そういう結果にさせていただきます。

○町田委員長

件名とその内容、提出、手書きで書いておられるこの内容がちょっと一致していないのではないかという意見ですね。油本委員。

○油本委員

件名といいますか、手書きの内容も、陳情等の電子的提出をお願いしますというふうに書いてありますから、そうなんでしょうけども、ただ、中ほどには県議会とか湯梨浜町議会の、提出の導入に向けて体制の準備とあります。ですから、果たして湯梨浜町とか県議会が電子的に何を提出しているかというふうなことも取れるわけですよ、この書面を拝見したら。ですから、その辺の書き方について、私は内容をちょっと理解しかねますので、そういった判断をさせていただきました。以上です。

○町田委員長

長谷川委員。

○長谷川委員

局長さん、鳥取県議会は実際、具体的にはどういうやり方をやっているかは御存じないですか。

○町田委員長

大庭局長。

○大庭局長

鳥取県議会はメールでも陳情を受付しております。本人確認書類を添付して、一緒にメールで送っていただくという形です。

○町田委員長

長谷川委員。

○長谷川委員

これまでも郵便では受付してますよね。その場合も本人確認か何か取ってます、たしか。

○町田委員長

大庭局長。

○大庭局長

実際には本人確認っていうのは取っていません。大体、団体での陳情が多かったっていうのもありますけれども、特に本人確認書類は取ってありません。

○長谷川委員

確認できる団体とか団体名等ということですかね。私は、実際に県議会がやってるし、郵便に代わる手段としての電子メールでということ、できるということですから、導入に向けて整備をしてくれっていう趣旨が分かりますので、賛成したいというふうに思います。

○町田委員長

油本委員。

○油本委員

私も確認しました。鳥取県議会でそういった電子的な書類の受付をしているし、湯梨浜町議会も導入に向けた、受付に向けた準備体制をしておく。なお、ここに書いてませんけども、琴浦町議会に確認しましても、そういったものの受付に対して準備を整えております。ただ、今回の提出のタイトルが、件名のタイトルが、電子的提出についての陳情でございます。ですから、電子的書類の受付についてであるのであれば、ほかの県議会及び町議会のように受け付ける準備、その体制は必要かと思いますが、今回は提出

となっておりますので、その文言が私には不自然に思えて、審議はちょっと、審議する
んであれば不採択である、私はそう思います。

○町田委員長

中山委員。

○中山委員

私も不採択です。今も言われましたけども、陳情の趣旨のところにも、電子的提出を
お願いするものと書かれていますので、私たちが提出するわけではない。提出されたもの
をどのように受け取るかということだとは、拡大解釈をすればそうだと思いますけれ
ども、文章からはそこまで明確には書かれてないので、これは不採択と思っています。

○町田委員長

不採択ですね。

○中山委員

不採択です。

○町田委員長

ほかに御意見ございませんか。よろしいですか。長谷川委員。

○長谷川委員

陳情のその看板の文章が何か問題じゃないかってことのようにですけど、基本的に、広
く請願・陳情をやっぱり活用して住民の意見を取り入れるということを、そういう趣旨
からいえば十分理解できるので、先ほど言いましたように、採択すべきではないかなと
いうふうに思います。

○町田委員長

ありがとうございます。この文章を見て、いろいろ解釈の仕方も変わってくると思
いますけれども、いかがでしょう、ほかに意見はありますか。ないようでしたら、ここで
採決を採りたいと思います。この陳情第2号に関しまして、賛成、採択っていう方は、
このままでいいという方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○町田委員長

ありがとうございました。

それでは、不採択であるという方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○町田委員長

ありがとうございました。不採択が多数でございます、5名でした。これは不採択と
させていただきます。不採択なら不採択のままで、理由とかは要らないんですね、いい
ですね。これで不採択っていうことで。

○大庭局長

委員会意見が要ります。不採択の意見。

○町田委員長

不採択の意見といたしまして、どのようにいたしましょうか。意見。油本委員。

○油本委員

長くてもいいんでしたら申し上げます。件名が電子的提出とあるが、議会が電子的に
提出を陳情するのではなく、電子的に提出された陳情を議会が受け付けることへの陳情
ではないのでしょうか。したがって、件名が電子的に提出された陳情書等を受け付ける
体制の整備の準備についての陳情なら分かるけども、陳情の意図が不明確ではないかと
思われる。短く言いますと、理由、件名の意図が不明確。以上。

○町田委員長

件名の意味……（「意図」と呼ぶ者あり）意図、意図が不明確であるだけでいいですかね。何かいっぱい言われましたけれども、その長い文章はいいですね、不明確であるということで。中山委員。

○中山委員

件名もそうなんですけども、趣旨もそうだと思いますので、趣旨のほうを載せていただいたほうがいいかなと思います。

○町田委員長

趣旨。

○中山委員

趣旨の意図。電子的提出をお願いするもの。議会に提出をお願いされてるんですけども、議会は提出をしないので。趣旨の意図が……。

○町田委員長

不明確。

○中山委員

分からない、不明確。

○町田委員長

趣旨の意図が不明確。と、先ほど言われたのは、件名の意図が不明確。どっち。

○油本委員

いわゆる趣旨が不明確であるから件名が不明確になるんであって、もちろん趣旨が不明確のため、もちろんそれで結構です。

○町田委員長

趣旨が不明確でよろしいですかね。趣旨が不明確。趣旨が不明確ということでは、よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）では、そのように、不採択の理由といたします。

あと、次に進めていいですかね。

（3）〔陳情第3号〕 銀行業務におけるユニバーサルサービスと利用者の利便性の維持に係る意見書の提出についての陳情

○町田委員長

では、陳情第3号、銀行業務におけるユニバーサルサービスと利用者の利便性の維持に係る意見書の提出についての陳情ということです。これについて御意見お願いいたします。油本委員。

○油本委員

度々。私は不採択としたいと思います。理由といたしまして、件名と陳情内容が不一致と思われる、これをしました。理由といたしまして詳しく申し上げますと、件名が「銀行業務における」で始まっております。内容を拝見しましたところ、これは全てゆうちょ銀行に関することが記載されております。件名がゆうちょ銀行というふうに訂正されるならば、再審査にさせていただいてもよろしいかと思っております。ちなみに、鳥取県議会の出してる県政だよりは、これがゆうちょ銀行のというタイトルになっております。ということで、私は、この件名がゆうちょ銀行ということであるならばそれに限定されるということで、不採択とさせていただきます。以上です。

○町田委員長

県にも出しておられて、県にはゆうちょ銀行となっているということですね。

○油本委員

そうです。

○町田委員長

ということで……。油本委員。

○油本委員

度々申し上げます。タイトルは銀行というふうになっております。銀行業務、いわゆる世間の銀行一般のように書いてありますけども、内容はゆうちょ銀行に限定された分でございますので、そういう場合は、タイトルからしてゆうちょ銀行というふうに限定されたほうがよろしいかと思えます。ですから、この件は、件名と陳情内容が不一致と思われる点がございまして、ですから不一致とさせていただきます。以上です。

○町田委員長

ほかにありませんか。長谷川委員。

○長谷川委員

私も、一部の方からやっぱりその手数料が高くなってしまって困るっていう話は聞いておりますし、この陳情の趣旨は分かります。先ほど油本委員から、ゆうちょ銀行の中身だから件名もゆうちょ銀行とすべきじゃないかということなんですけど、ゆうちょ銀行も今は銀行なんで、全く違うというふうには取られないのではないかなと思います。意見書を出すときに、ゆうちょ銀行という、件名変えちゃっていいんですかね、これ、ゆうちょを頭につければいいのかなという感じはしますけど。以上です。

○町田委員長

では、その内容については賛成なので、採択っていうことでいいですかね、長谷川委員の意見としては。ほかにございせんか。斉尾委員。

○斉尾委員

私は、油本委員が言われたように、タイトルと内容が違うということです。硬貨の取引に対して手数料がかかってくるというような内容が書いてありますけども、ゆうちょ銀行だけでなしに、ほかのところもそうやってきたというような認識でおります。ですから、銀行業務全体ということでの意見書であればそれなりに検討する余地はあるかなと思うんですけども、油本委員が言われたように、ゆうちょ銀行っていうことで言うので、不採択でいいのではないかなと思います。

○町田委員長

ほかにはありませんか。中山委員。

○中山委員

この小銭の預け入れに係る手数料については、銀行ごとに手数料が違います。ほとんどの銀行が導入しているっていうことは、これはもう世の中の流れの一つだと思いますので。実際それで動いてる銀行がたくさんあって、それに対応しておられる方もある。そこにゆうちょ銀行が入ってきたためにということで今回出てきていると思いますので、これを、銀行業務におけるということで全部を変えなさいというのは難しいと思いますし、ということで、不採択。

○町田委員長

油本委員。

○油本委員

改めまして言うと、ユニバーサルサービスというふうに片仮名表記になっております。これはいわゆる全国どこでも公平に利用できるサービスというふうに解釈して物を言わせていただきますと、ゆうちょ銀行自体、株式会社ゆうちょ銀行というものは安定的なサービスを供給するため、送金サービスをはじめとした各種料金について、昨年度、本年4月1日から料金の見直し、新設を行い、コストに応じた料金にすることによって、全国どこからでも公平に利用できるサービスの提供を進めた、そういうふうに改定してるんですよね。ですから、今回、特に、たとえ名前がゆうちょとあっても、もう既に今年

4月からやっておりますんで、この陳情に対しては、私は不採択の姿勢を行きたいと思
います。

○町田委員長

ほかにありませんか。それでは、また決を採りたいと思います。これにつきまして、
採択と思われる方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○町田委員長

1名ですね。不採択であるという方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○町田委員長

ありがとうございました。不採択の多数をもって不採択といたします。これもやっぱ
り委員会意見、不採択も委員会意見は要りますね。不採択に関しまして、委員会意見と
しましては、どのようにしましょう。委員会意見。油本委員。

○油本委員

理由、件名と陳情内容が不一致と思われる。

○町田委員長

陳情内容が不一致、不一致でいいですか。一致しない。

○油本委員

私はそう申し上げた。

○町田委員長

一致しない、不一致。

○油本委員

だから不一致ですって。

○町田委員長

ただいまの意見は、件名と陳情内容が不一致であるっていうか、不一致ということ
ですが、ほかにありませんか。これでよろしいですかね。（「いいです」と呼ぶ者あり）

ほかにありませんので、件名と陳情内容が不一致ということで進めさせていただき
たいと思います。それでは、これの……。

○大庭局長

その後つけさせてもらってもいいですか、「件名と陳情内容が不一致であるため」と
かそういう、最後まで。

○町田委員長

「であるため」か。

○大庭局長

不一致で終わるんじゃないくて。

○町田委員長

はい。「であるため」を追加で加えます。

（４）〔陳情第４号〕女性トイレの維持及びその安心安全の確保についての陳情

○町田委員長

では、陳情第4号、次に進みます。陳情第4号は、女性トイレの維持及びその安心安全
の確保についての陳情でございます。これにつきまして、15ページに意見書が載って
おります。これにつきまして御意見伺います。長谷川委員。

○長谷川委員

まず、私は、この件については不採択。

○町田委員長

不採択ですね。

○長谷川委員

この女性のスペースを守る会の主張がトイレに何か集約してるんですけども、その根本となる考え方に、トランスジェンダーが女性の安全を脅かすという論理がまずあるということですね。これは今のジェンダー平等という世界の方向性から見ると、やっぱり差別的な考え方ではないかなというふうに思います。中には尊重されるべきといいながら、実際には、トランスジェンダーの女性がいわゆる女性トイレに入ってきて怖いということを流布しているというところがいろんな専門家から指摘をされておりますし、その中の一つに、これはハフポストというアメリカのリベラルのネットの報道機関ですけども、ここの日本版というのがあるそうでして、その記者がこういうSNS上でトランスジェンダーに対するいろいろな誹謗中傷といいますか、そういうものが広がっているということを危惧して、この女性の人権と安全ということを大義名分としたトランスジェンダーへのヘイト言動について考えるトーク・セッションというのをやっています、それにはLGBT法の連合会、神谷悠一さんとか、語り部、河上りささんとか、北仲千里さん、全国女性シェルターネット、性暴力被害者サポートひろしまの方、それから仲岡しゅんさん、うるわ総合法律事務所、原ミナ汰さん、共生社会をつくるセクシュル・マイノリティ支援全国ネットワーク、こうした方が主催でトーク・セッションをやっているのをこのハフポストというところの生田綾さんですかね、この記者がまとめた記事がニュースとして上がっております。

それによると、ここ数年でトランスジェンダーに対する偏見や不安をあおる投稿がSNSに増加していると。トランスジェンダーの権利・保障が進むと、心は女性だといえど誰でも女子トイレに入れるようになってしまうと。トランスジェンダー女性と女装した性犯罪者の見分けがつかなくて怖い。そんな言葉とともに、トランスジェンダーは女性トイレや女風呂などの安全を脅かす存在だという誤った情報が広がっていると。しかし、トランスジェンダーの多くは性被害者でありますし、そのトランスジェンダーといわゆるそういう性的加害者というものは全く別な者、別な人物ですから、こういうことで誹謗中傷するというのはヘイトにも通ずるものがあると、ではないかと危惧するというものですね。それから、心は女性だと言われれば女子トイレに入れるようになるのと怖いということなんですけども、実際そんなことにはなっていないし、そういうことには、このトイレの問題、そういうことになるということはない。法律で戸籍上の性別と異なる、だから、トイレが使えないようにすべきではという議論もあるんですけども、逆に混乱が生じるんじゃないかという意見もあります。それと、トランスジェンダーの女性を排除しても違法な侵入者はなくすことはできないと。これは両者別の者だからということなんですね。

こんなようなことがずっと議論されてまして、こういう内容を見ると、私もそういう意見のほうにやっぱり賛同できるなというふうに思いますので、不採択というふうにしたいと思います。

○町田委員長

不採択ですね。

○長谷川委員

はい。

○町田委員長

ほかに。油本委員。

○油本委員

私は大変悩ましいことなんですけども、採択ということでさせていただきたいと思えます。理由ですけれども、件名がこういうタイトルになってまして内容を読ませていただきましたら、昨年12月に施行された安全衛生規則ですか、いわゆる628条かな、それとあと附則のもう一個の法律を基に出してらっしゃいます。つまり、その改正によってもともと男性用、女性用ってセパレートされていたトイレが常時10名以上の利用であれば、条件はありますけどね、四方壁に囲まれたということがありますけども、男性、女性を区別しない1個の便房であっても構わないよというふうなことです。ですから、1つになっちゃうから怖いということで、つまり、女性のトイレを維持してほしい、いわゆるその書いてらっしゃいますように女性の安心安全を確保してほしいということで、いろいろそこから派生していきますけどね、考え方は。トランスジェンダーの問題、そのトイレに忍び込みやすくなるんじゃないかなという問題、いろいろ出てくると思うんです。

私もいろいろ悩んだんですけども、いわゆる何人かの女性の方にもそんな時間がなかったんですけども伺ってみましたら、とにかくそういう、言い方を気をつけて言うつもりですが、そういったちょっと悪意を帯びた男性が女装してトイレに入って来られるようなことはその可能性はなるべく低いほうがいいと。幾ら心が女性であって見かけが男性であっても、それにそういう格好をした方が入ってこられるような可能性はできれば排除していただきたい、その可能性は低くしていただきたいということを伺ったものですから、私は本当いろいろと悩んだんですけども、ただ、女性トイレの維持及び安心安全の確保という陳情から考えますと、私は採択でもいいかなと思って、採択というふうにさせていただきました。つまり、女性トイレを維持し、女性の安心安全と権利法益を守るという、これやっぱり大事なことかと思うと。論理はいろいろ派生していろんな意見も読ませていただきましたけども、基本的にそれが大事かなと思って、私は、今回は採択というふうにさせていただきたいと思えます。以上です。

○町田委員長

ほかに。中山委員。

○中山委員

私は、不採択の立場です。理由の中に同時に働く労働者が常時10人以下であれば共用1個でよいと書かれていますので、今後それがそういう施設ができてくるのかもしれないけれども、常時11人以上であれば複数が造られると。恐らくそういう施設のほうが多いんであろうと思います。10人以下であれば、個人企業なりなんなりではないかなというふうに想像しますので、トイレの設置についてその方がどう考えられるかということであって、しなければならぬというところまでの必要がないかなということと、あと、LGBTということで考えるならば、女性用、男性用と分けるから女性用に女装をした男性が入るという考え方になるんです。これが女性用、男性用ではなくて、誰でも使っていいトイレ、個室に複数で入ること自体が異常ですので、普通考えれば。子どもさんを連れてればそれはあり得るかもしれませんが、通常成人が複数で個室に入るとことはあり得ませんので、そう考えれば誰でも使ってよいトイレがそこにあると、男性もオーケー、女性もオーケー、心が女性の男性の方もオーケー、逆の方もオーケー、いろいろな方々が使えるという意味で、女性トイレの維持というこの言葉に私は引っかけますので、不採択です。

○町田委員長

ほかにありませんか。

○長谷川委員

ちょっといいですか、追加で。

○町田委員長

長谷川委員。

○長谷川委員

今言われた誰でも使えるトイレっていうのは、東京都だとか、私ちょっとネットで引っ張り出したら、こういう性差別に対して研究されてる研究者の方がおられまして、その大学ではかなりの数のいわゆる男性用、女性用以外に誰でも使えるトイレというのを設置したというところも出てましたので、女性用トイレをなくせとかそういうことは思っていないし、やっぱりそういう性暴力から守られるべきだと思いますから、女性用トイレをなくせとはそんなこと思っていないんですけど、逆にジェンダーの女性のほうがトイレを使いにくい状況があって、生理的になかなか外出が大変だというそういう事例もあるようですので、やっぱりなかなか設備が整わない中でのことなので難しいとは思いますが、そこはおいおい改善するというところだろうと思うんですけども、やっぱり方向性としては、この陳情の背景にある、いわゆるジェンダー平等というところから少し離脱している見方なのかなというふうに思います。以上です。

○町田委員長

ありがとうございます。ほかに御意見ございませんか。斉尾委員。

○斉尾委員

非常に難しいテーマかなと思います。ジェンダー平等ということを勘案すればいかなものかなと思いますし、ただ、まだまだ世の中はその辺が、そっちのジェンダー平等の方向に行くと言いつつも、なかなか進んではいけない部分もあるかなと思います。今ここでこの内容を読んでいる限りでは、長谷川委員が言われたようにジェンダー平等に対してのそういうことに対する抵抗感ということよりも、そうなったときに女性のトイレはどうなるんだろうということのほうが一番、女装をした男性が入ってこられるということに対しての、そういうことにまだ慣れられないということが前提にあるのかなというふうに思います。それで、基本的にはやっぱりまだまだ世の中がこういうことに対しての警戒感みたいなものはあるように思いますので、これをやめるっていうことは法律的には、将来的にはそうやっていくんでしょうけども、今は時期尚早であり、女性の立場をまず守っていくべきかなと私は思います。そういう部分で賛成、採択。

○町田委員長

採択。ほかに御意見ありますか。意見が出尽くしたようですので、ここで、またこの件に関しまして、第4号の陳情に対しまして、採択と思われる方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○町田委員長

3名。これは不採択とされる方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○町田委員長

3。どうしよう。いやあ、困ったな、悩ましいなという感じです。

○油本委員

こういうことに時間をかけられないでしょう。

○町田委員長

早く決めようか。

○油本委員

いや既にお読みになってると思います。自分の考えはまとまってると思いますので、発表だけしてください。

○町田委員長

そうですね、私の考えといたしましては、長々と言いますけども、最初は、そうだな、女子トイレが確保されてないと困るよなとか思ったんですけども、やはり最近の社会情勢とかいろんなことを考えますと、どうしても女性トイレの確保っていうことよりは、ジェンダーフリーといいますか、そういう、つまり不採択にしたいと思います。それでよろしくをお願いします。

これは不採択になった場合も理由が要りますね。理由はどのようにいたしましょうか。不採択の理由は、先ほど不採択っていう方の意見といたしましては、どうしよう、どうい理由が適切ですかね。

○油本委員

もう委員長の意見で。委員長だから。

○町田委員長

速攻で言ったので、ちょっと私は。ちょっといい案はありませんかね。

○長谷川委員

ここの表題にあるとおりだと思いますよ、私は。

○町田委員長

これはだから、先ほど言われたトランスジェンダーっていうのは、要は性暴力の被害とかなんとかとは別物なので、そういうことを理由に女子トイレを守るといことはおかしいということですよ。どうまとめる。

○斉尾委員

委員長と副委員長で相談して決めればいい。

○長谷川委員

女性のトイレを今の現状で維持するっていうことについては、別に私は反対するつもりないし、それでいいと思いますし、ただ、トイレでの女性の安全を維持するためにそのやり玉にジェンダーの女性を上げるというのは、全く脅威となるものとジェンダーとがイコールになってしまってるんで、そこが問題なんで、そこの表題にあるとおりだと私は思っております。

○町田委員長

難しいな。結局、不採択にしたっていうことは、女性トイレの維持っていうところも含めて不採択になっちゃわへんだろうかと思うので。トイレの維持に関してはっていうのは、ちょっと理由には書けないかなと思ったりするけど。

○長谷川委員

一部が反対であっても全体を反対せざるを得ない場合もあるので。別に。

○町田委員長

よかったかいな、そういう言い方しても。何かのときにね、やっぱりこれは反対だけど、まあ全体的にはっていうのは、ちょっとあまりそういう表現はっていうことを聞いたことはあるんですけども、別にこれの反対意見としては……。それは討論のときかなんかです……。

○斉尾委員

ちょっと考えた意見、言いますよ。ジェンダー平等の観点から共用トイレも必要ということじゃないですか。もう1回言います。「ジェンダー平等の観点から共用トイレも必要」。具体的な策としてね、そういうこともあるってことでしょ。私が言ったのは、ジェンダー平等の観点から差別につながるっていうことが一番問題だというふうに思ってますので。トイレのことについてはその中にも書いてあると思うんだけど。

○町田委員長

ジェンダー平等の観点からというところまでは一緒ですね。それから……（「委員長、一言いいですか」と呼ぶ者あり）はい。

○油本委員

立場違いますけど、私から私の案を。女性の安心安全及び利益法益を守ることは極めて重要であるが、性的マイノリティーを排除するようなことは極力避けるべきである。今、ふと思った。以上。

○町田委員長

これでいいかな。何となくよさそうな感じがする。だから、さっきから出てるのは、ジェンダー平等の観点からっていうのを入れてもいいんじゃないかと思います。じゃあ、ジェンダー平等の立場から、先ほど言われた、性的マイノリティーを排除することは……。避ける。その次は何、することは避けるべきである。排除……。排除すべき、性的マイノリティーを排除すべき。（「排除すべきという考え方は極力排除すると」と呼ぶ者あり）えっ、何それ。何か変だよ。だから、ジェンダー平等の観点から性的マイノリティーを排除することは、要するによくはないということでしょう。言います。ジェンダー平等の観点から性的マイノリティーを排除するということは慎むべきである。ためっというのには要らんでないのか。この文章だと。（発言する者あり）あるでしまおうか。（「あるでいいと思う」と呼ぶ者あり）いいですね。すみません、時間取らせまして、私の国語力がなかったために、すみません。それで、次行ってもいいですかね。時間がだんだんお昼になってきますので。今日はできればお昼1時までには終わりたいと思います。

（５）〔陳情第6号〕 国民の祝日「海の日」を7月20日に固定化する意見書の提出を求める陳情

○町田委員長

次、行きます。次が第6号、国民の祝日「海の日」を7月20日に固定化する意見書の提出を求める陳情です。7月20日を「海の日」っていうふうに固定するのがよいと。油本委員。

○油本委員

先を急ぐわけではありませんが、私は不採択とさせていただきたいと思います。これもいろいろ意見は分かれるところではあると思います。理由を簡単バージョンで申し上げます。陳情の趣旨は非常によく理解はできます。ただ、これ制定される、そして施行されてから7年間だけ、文章ございますように7年間だけ実施され、その後、ハッピーマンデーにより第3月曜日に移行してしまいました。今年でそれは20年を迎えます。広くその制度はいわゆるハッピーマンデーで月曜日にされ、そして3連休であるということは国民に広く浸透していると思われまます。今度改めてまた20日に固定してしまえば、国民はゴールデンウィーク後も祝日が6月に全然ございませんで、そんなときに、やはり7月のこの時期というのは3連休を迎えることになれば移動を含む旅行等への意識が、今度3連休でなくなれば意識も減退して関連する業界の影響も少なくないと思います。いわゆる祝日を積極的に取得させようという働き方改革の考え方に逆行し、新型コロナウイルス感染で疲弊した経済の活性化のためにもその時期の3連休は継続すべきであるとのことから、私はハッピーマンデーを引き続け、7月20日、元の日に戻すということは反対の気持ちから、今回は不採択とさせていただきたいと思います。以上。

○町田委員長

長谷川委員。

○長谷川委員

私も不採択です。理由としましては、これ、ヤフーの調査ですけども、3連休維持派

が固定化に対して倍の6割あるということがヤフー調査では出ているようですし、先ほど油本委員も言われたように、今さら何で変える必要があるのかと。それで、ほかのハッピーマンデーの場合はこの海の日以外にも対応されているので、ここだけ変えるというその意味がないということがあります。そういうことで、もともと何でこんな固定化する案が出たのかっていうのは、もともとこのいわゆる明治天皇が東北を巡幸した後に船で横浜に帰ってきた日が7月20日ということで、ちなんでもともと1996（平成8）年に祝日として制定されて、そこに戻すためという超党派の議員による案なので、少しここは現状や国民の考え方とはちょっとずれてるのかなというふうに思います。以上です。

○町田委員長

ほかに。中山委員。

○中山委員

私も不採択です。ハッピーマンデーの3連休に慣れていますが、小学生も7月には連休があるんだと思っています。それを連休がなくなる、旅行に行けなくなるというのは経済的なマイナスにもなると思いますし、この陳情書の中にあります7月21日からが夏休みなので20日に固定化したほうがいいんじゃないかということもありますが、21からの夏休みではありませんので、特に北栄町は、全く関係がないかなと。あと、海の日という名前で海に関する思いをはせることはできると思いますので、20日に固定する必要はないと思います。以上です。

○町田委員長

ほかに意見はございませんか。皆さんの意見も出尽くしたようですので、では、ここでまた皆さんの採決を採りたいと思います。それで、海の日を固定化する意見書を提出する陳情、7月20日に固定化する意見書の件で、この第6号に採択と思われる方は挙手をお願いいたします。

〔挙手なし〕

○町田委員長

それでは、不採択と思われる方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○町田委員長

全員一致で不採択となりました。この件はじゃあ不採択といたします。不採択の委員会意見をどのようにいたしましょうか。油本委員。

○油本委員

簡単バージョンでいきます。海の日固定は積極的に休日を取得させようとする（働き方改革）の考え方に逆行し、新型コロナウイルス感染で疲弊した経済の活性化のためにもその時期の3連休は継続すべきであるとする。以上。

○町田委員長

長いですね。どうですか。じゃあ、先ほど言われた中の中を取って、海の日固定化は働き方改革に逆行するからだけではいけませんかね。ほかに。

○長谷川委員

今のがせっかく出てるんですから、それでまとめた方がいいかなと思いますが、私が思ったのは、海の日現行の祝日としての運用は、要するに何とかマンデーですね。

○町田委員長

ハッピーマンデー。

○長谷川委員

国民生活に定着しており、固定化する必要はないかと。

○町田委員長

それでは、両方合わせて、海の日は働き方改革に逆行しており……。長くても油本委員さんが言われた内容を後でまた確認して、少々長いけれどもその文章にしてもよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、油本委員さん、すみませんが後でまたその文章……。ちょっともう一回、ゆっくりと。油本委員。

○油本委員

では、参ります。海の日固定は積極的に休日を取得させようとする（働き方改革）の考え方に逆行し、新型コロナウイルスで疲弊した経済の活性化のためにもその時期の3連休は継続すべきであると考えています。以上。

○長谷川委員

固定のところを固定化、「化」を入れたらどうでしょうね。

○町田委員長

固定化はでいいですかね。（「はい」と呼ぶ者あり）では、「化」をつけてください。その文章を後でまた確認させてください。ということで、よろしいでしょうか。（一同了承）

（6）〔陳情第7号〕 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2023年度政府予算に係る意見書採択についての陳情

○町田委員長

これにつきまして御意見を伺います。

○油本委員

私は採択のほうから意見を述べさせていただきます。ずっと常任委員会が受け取っておる案件でございます。否定する理由もございませんし、私といたしましても学校現場においてここにございますように、きめ細かい教育活動や教職員の働き方改革を実現するためにもこの陳情は採択すべきである、私はそう思います。以上です。

○町田委員長

ほかに御意見ございますか。齊尾委員。

○齊尾委員

今、中学校、高等学校って何人体制になってるか分かりますか。北栄町もう35人達成してるんじゃないかな。

○中山委員

北栄町は30人ですね。

○齊尾委員

今、30名、中学校で。

○中山委員

中学校ですか、中学校は30人。

○長谷川委員

ただ、国の基準を引き上げるっていうか、少人数にすることによって国からそれだけ交付金出るわけで、そこの違いが、今は町が余分に出したり、県が出したりしてるわけでしょう。

○町田委員長

中山委員。

○中山委員

今は北栄町はまず先進的な取組をしています。そのバックアップとして、鳥取県は全国的にも先進的なんです。だから、国が後からついてきてる感じだと思ったらいいと思うんです。

- 町田委員長
齊尾委員。
- 齊尾委員
じゃあ中学校35名ということで、高等学校は、まだかな。
- 長谷川委員
後で調べましょう、それは。
- 町田委員長
でも、これ、提出者が高等学校教職員組合とか書いてありますね。
- 齊尾委員
でも、北栄町は中学校はできてると。だから、一番のところは早急に実施することって点については、中学校はもう済んでるということですよ。
- 町田委員長
要するにしてるということですね。
- 長谷川委員
だから、済んでないんでしょう、国が。
- 町田委員長
国がね。国は済んでないから意見書を出して。油本委員。
- 油本委員
さきに頂いた23ページの陳情の趣旨、理由というところの一番下の行にございますように、分かりますか、23ページ。以前頂きました陳情文書、下にございますように、地方自治法第99条の規定に基づき、国への関係機関の陳情いたしますということです。これは国を対象にした文でございますので、私はそういう考え方でいきたいと思っております。以上です。
- 町田委員長
で採択ということでね。齊尾委員。
- 齊尾委員
私も採択なんですけど、これ、町として出す場合、北栄町の現状を鑑みんでもいいのかなという気がしてるんですよ。だって北栄町の議会として国に上げるんですから、陳情の趣旨っていうのは大体そういうところ、地域の問題に対して陳情するっていうのが基本的スタンスかなと思ってますので、公のことに対しての、こういう北栄町以外のことに対しての陳情っていうところで、協力しようということについては、言われるようによく分かりますけどね。その辺どうなんだろうなっていう気はしとります。
- 町田委員長
取りあえずこの陳情に対しての意見……。大庭局長。
- 大庭局長
先ほど長谷川委員が言われたとおりで、先進的に取組はしていますけれども、結局、国がなっていないので財源がないわけで、町としては手出しをしている。そこに一般財源を投じてるわけですから、そのところを陳情として上げるのはいいと思います。
- 町田委員長
国に出す陳情だから。
- 齊尾委員
今の説明で理解できました。
- 町田委員長
ほかに。中山委員。
- 中山委員

今、国のほうが出してるのは高等学校40人ということで出てますので、やはりこれを35人ということで取り組めば自主財源をそこに投入していかないといけないということになりますんで、国のほうがそれを定めてもらえれば財源確保にもつながるってということで、採択。

○町田委員長

採択ですね。

○中山委員

はい。

○町田委員長

ほかにありませんか。それでは、また決を採りたいと思います。この第7号に採択と思われる方は挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

○町田委員長

全員一致で採択に決まりました。採択しました。それで、意見書はどのように。

○油本委員

短めに行きます。学校現場において、きめ細かい教育活動や教職員の働き方改革を実現するため。以上です。

○町田委員長

もう一回聞きたい。学校現場においてきめ細かい……。

○油本委員

再放送します。学校現場においてきめ細かい教育活動や、教員の働き方改革を、最後6文字、実現するため。以上です。

○長谷川委員

教員のところに「職」をつけてもらって、教職員としてもらえんでしょうか。

○油本委員

原稿には教職員書いてました。

○町田委員長

それでは、最初から読みます。「学校現場において、きめ細かい教育活動や教職員の働き方改革を実現するため」です。この意見書を提出しますが、提出先はここに書いてあるとおりでよろしいですか。提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、よろしいですか。（「いいです」と呼ぶ者あり）それでは、この17ページに書いてありますとおりに提出いたします。

終わったかな。長々といっぱい請願、陳情が出てましたので、本当に皆さんに慎重審議していただきましてようやくこれが終わりました。

5 協議事項

(1) 令和4年度委員会視察について

○町田委員長

協議事項に入りたいと思います。令和4年度委員会視察についてでございますが、事務局さんの説明。

○大庭局長

今年予算的には、漫画に関する美術館等の建設財源、経営の推移とまちづくりについて、それから、複合施設となっている公営公民館の建設の経緯と財源確保、運営状況ということで、秋田県、宮城県等の視察を予定しておりますけれども、これをまずは、するかしないか、それから希望の時期がいつ頃になるのかということを決めていただきました。

いと思います。

○町田委員長

この、希望する調査地っていうのは、前に決まってるところでね。まず、この研修に行くか、行かないかを採りたいと思います。皆さん、行くでよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）異論はなければ行くということでお願いします。それで希望する時期、2泊3日要りますね。いつ頃がいいですかね。何月何日まで決めないけんか。向こうの受入れもあるしね。それでは、9月議会の前か、つまり8月の下旬から9月初めにかけての議会の前か、または9月の議会が終わるのがいつだ。9月の21がたしか最後じゃないかな。ということは、終わった週の次の週ぐらいですね。8月の終わりか、要は9月議会の前か後かですね。前と言ったら8月下旬から、後のほうとすれば21日まであるから、土日は考えなくていいか。向こうの受入れがあるので、じゃあ25が日曜日ですので26日以降。

○油本委員

ですから、26日以降で10月になってもいいですから、事務局さんのほうで調整していただいて。

○町田委員長

ということは、8月下旬というのは9月議会の前というのはちょっと気ぜわしいので、今言われた9月の26日以降で10月にかかってもいいという時期で。

○斉尾委員

10月のほうがいいな。

○油本議員

その時期は、収穫が忙しいとか、そういう議員さんが以前結構おられました。ですから、もうそれはそれとしてちょっと我慢していただいて、それは委員長と事務局との調整で。

○町田委員長

それでは、いいですね。9月26日以降で。10月にかかっても。（「早めに」と呼ぶ者あり）あっ、早めにね。

○中山委員

可能でしたら9月27日を外していただくとありがたいです。

○町田委員長

コロナの関連でね、また分かりませんが。どうして行く。

○油本委員

もし、任せていただくんだったら、私がプランニングして。

○町田委員長

お願いします。

○斉尾委員

9月29、30日は戦没者追悼式(と公務)。

○長谷川委員

そうすると、もう10月しかないってことか。

○町田委員長

9月の終わり頃は中山委員も27日が駄目、29、30日とかは町の行事があるということは、10月のかかりぐらいか。ということで、調整してもらいますかね。あとは油本委員にお任せしたいと思います。

(2) 閉会中の継続調査申し出について

○町田委員長

閉会中の継続調査申出、する、しない。（「する」と呼ぶ者あり）する。するでよろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）それから、申出をする場合、調査内容で、これでいいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）総務教育常任委員会の所管する事項。

（3）その他

○町田委員長

事務局さんはありますか。（なし）

6 その他

○町田委員長

6番のその他。

○大庭局長

実は環境エネルギー課のほうから、B&Gの海洋センターのバイオマスボイラーがこの前から稼働したということで、ぜひ、議員の皆さんに見てもらいたいということがありました。それで、6月16日の質疑の後に本会議終了後、皆さんにB&Gのほうに行っていただいて、施設を見ていただきたいと思いますので、その予定をよろしく願います。

○福嶋主幹

車は1台取っているんですけど、早めに直接帰りたい方は自家用車で行くことにされて、配車を希望される方は事務局に教えてください。

○町田委員長

分かりました。

7 閉 会（12：10）

○町田委員長

本当に長い時間お疲れさまでした。ありがとうございました。